

【2011.10.26】

# 社説

## 成年後見制度

残念ながら対象者の間で十分に活用が進んでいないのが実情だ。判断能力の不十分な人に後見人などを選任し、権利を擁護する成年後見制度である。

成年後見人は、認知症や知的障害などにより十分な判断能力がない人に対し、財産管理をはじめ介護・医療に関わる契約行為など、生活の質を向上させる身上監護という役割を担う。適切に活用されれば、有効な代理・支援となり得る制度といえよう。

2000年4月に制度がスタートした。最高裁判所などによると、推計200万人とされる国内の認知症高齢者

数に対し、利用件数は10年間で計約17万件にとどまっている。

有識者は人口の1%程度利用するのが世界の標準としており、日本では120万人前後のニーズがあるとみている。今のところ利用件数があまりにも

# 権利擁護へ普及推進を

少なく、必要な人に支援が届いていない状況を懸念せざるを得ない。国や自治体、法曹関係者、NPO法人などは連携し、制度の普及啓発に努める必要があるだろう。

利用件数の少ない背景として、申し立て手続きの煩雑さや後見人不足が指

摘されるという。申し立て費用や後見人への報酬に関する助成などについて、気軽に相談できる窓口を多く設けることが求められよう。

今後に向け、何といっても重要なのは後見人の確保である。

現在、子どもらの「親族後見」が約6割、弁護士、社会福祉士などの「第三者後見」は約4割となっている。市民を担い手とする「市民後見人」の養成を推進できるかが鍵となるだろう。

注目される動きとして今年6月、横浜で福祉職のOBらが成年後見人の担

い手となるNPO法人「よこはま成年後見 つばさ」を設立した。

個人でなく組織が受任することにより、質の高い業務を行うことが可能となる。親が亡くなった後が心配される障害者らにも継続的に対応できるのが特長という。モデルケースとなる取り組みを進めてほしい。

一方、問題となっているのは、後見人による財産の不正使用や着服などの犯罪行為だ。

6月には、後見人を務めた愛知県の弁護士が、管理していた男性の預貯金を着服した容疑で名古屋地検に逮捕される事件も起きている。不正を防止するチェック体制の整備も急がなくてはならない。